

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 情報流通行政局総務課及び情報通信政策課の所掌事務を変更すること。

(第七十七条及び第七十八条関係)

二 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課を廃止し、その所掌事務を同部企画課に移管すること。

(第七十六条、第八十七条、第八十九条、附則第十九条及び附則第二十条関係)

三 総合通信基盤局電気通信事業部に安全・信頼性対策課及び基盤整備促進課を設置し、その所掌事務を定めるほか、同部消費者行政第一課を廃止し、その所掌事務を同部料金サービス課等に移管するとともに、同部消費者行政第二課の名称及び所掌事務を変更すること。

(第九十条及び第九十二条から第九十八条まで関係)

四 国際戦略局参事官の設置期間の特例を廃止すること。

(附則第十七条関係)

第二 施行期日

この政令は、令和五年七月七日から施行すること。

(附則関係)